

# 風車

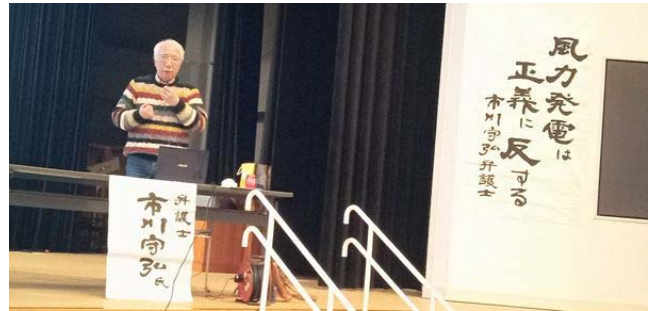
## 学習会報告と 署名の呼びかけ!!

令和5年3月11日

### 「風力発電は正義ではない!!」

去る2月18日、「仁木町の風車を考える会」主催で、市川守弘弁護士の学習会「風力発電は正義に反する!!」が、町民センターで開かれました。

先生は、各地で住民の立場に立って、弁護士として、利権エネルギーの不条理と戦っておられる方です。



- 風車は日本国憲法第二十五条(註1)に反すること
- トラブルを抱えている風車の被害地域の多いこと
- 反対運動が全国的に湧き上がっていること
- 住民の反対で建設が中止になったところなど、多くのことを学ばせて頂きました。

(註1) すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

### 「再エネ特措法」はザル法だった

再エネを急速に促進するために、法律が大幅に規制緩和されていて、「再エネ特措法」は、抜け穴だらけになっています。

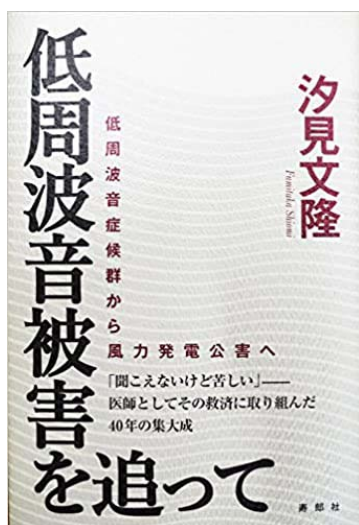
行政の長が「保安林解除」する前に、《農道は、保安林には当たらない》という解釈で、業者は工事用道路の建設を、どんどん進められるという事が分かりました。

### 銀山の住民説明会で

「低周波音の騒音被害について」質問がありました。

関電は、持参した測定器を使って、会場の騒音を測って見せ、

**「風車の騒音と同じくらいの許容基準値以下です。すべて法に則ってやっていますからご安心下さい」**



これは、良くできた統計のトリックです。市川弁護士や専門家によると、

「統計の取り方が、一音ずつ取らないで、3音ずつまとめて取って平均するので、グラフがなだらかになり、風車病の原因になっている生理的に不快な不自然音（風切り音）が消える」のだそうです。

部屋の雑音と、風車のアクセントのある機械音は同じではありません。

## 大江の住民説明会でも

「風車予定地は、自然度が9、10に指定されている国有林であり、水源涵養保安林に風車を建てるのは違法ではないか」と質問がありました。

関電は、

**「それは、10年も昔の法律で、新しい法律では違法ではありません。すべて法に則ってやらせて頂きますのでご安心下さい」**

と言うのです。

その「法」こそがザル法で、至る所に抜け穴があるのです。

このザル法は、全国至る所の国有林や、国定公園に再エネの建設を許し、自然と人々の健康や暮らしを破壊し続けています。

あの広く美しい釧路湿原にも、東京ドーム1000個分のソーラーパネルがドンドン建っています。住民が知らない間に計画が進んでいたのです。

## 地球温暖化の最大原因は、森林伐採である。

- 「日本弁護士連盟」では、去年12月、「全国再生可能エネルギーを考えるシンポジウム」を開き、  
「森林を伐採して風車やソーラーを建てるのは、本末転倒である」として  
「再エネ特措法」の改正を国に要請する意見書を提出しました。



(左から) 山形県の吉村美栄子知事、宮城県の村井嘉浩知事、青森県の三村申吾知事

月 10 日に宮城県石巻市などの計画を撤回

★前田建設工業が 2 年前に、山形県鶴岡市などの計画を撤回

★関西電力が、2022 年 7 月 29 日に宮城県川崎町の計画を撤回

★日立造船が、2022 年 8 月 4 日に福島県昭和村などの計画を撤回

★オリックスが、2022 年 8

★青森市議会は、2022 年 12 月 26 日、「みちのく風力発電事業」の中止を求める議員提出の意見書を全会一致で可決し、経済産業省と環境省に意見書を送付した。

## 世の中は動いています。

全国的にみて、

- 建設中止になったところは、行政の長が住民と共に反対を表明してくれているところです。  
その為には署名によって、住民の意思を行政に示していくしかありません。町会議員さんにもお願いして行きましょう。



## 関電は不祥事が看板の会社です

関電は、再エネで、各地で虚偽の申請をして訴えられています。再エネ以外でも、表に出た不祥事だけでも巧妙で悪意あるものです。(関電の不祥事でググって下さい)

